平成２１年（フ）第５号
岡山県新見市大佐永富732番地
債務者　山本　啓二
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
5　免責審尋期日　平成22年２月１日午後２時
岡山地方裁判所新見支部

平成２１年（フ）第２０９８７号
神奈川県川崎市高津区諏訪１－３－７－203、住民票上の住所東京都世田谷区深沢３丁目28－６－C101
債務者　永井　京子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０２０号
東京都足立区佐野２丁目18―13
債務者　長谷川祐子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０３１号
大阪府大阪市東住吉区山坂１丁目８－16－1401
債務者　須賀　大輝
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０３８号
東京都中野区東中野５丁目23―14―503
債務者　工藤　誠二
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０５１号
徳島県徳島市国府町観音寺183－３
債務者　井口　　勇
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０５２号
京都府京都市上京区裏門通上長者町下る亀木町212－６
債務者　八里　潤子（旧姓小村）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０５４号
宮崎県宮崎市大字小松220―12
債務者　原　　裕司
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０５５号
東京都昭島市宮沢町475－２　第八コーワコーポ403
債務者　津金　健一
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０５７号
東京都豊島区池袋２丁目59－２－211
債務者　鴨崎　一平
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０６２号
千葉県習志野市谷津５丁目36―18―1302
債務者　佐野　玲子（旧姓岡村）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０６４号
埼玉県入間市扇台１丁目１－１－713
債務者　飯島　純子（旧姓片野）
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０６７号
神奈川県厚木市中依知303－１－202
債務者　小林　浩之
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午後１時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０７３号
東京都西東京市向台町４丁目15－１　須田方
債務者　長山　明子
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２１０８１号
東京都品川区荏原２丁目９－８－601
債務者　狩野　敏克
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
5　免責審尋期日　平成22年１月26日午前11時
東京地方裁判所民事第20部